

平成29年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 5 0 号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	6月8日
議案第 5 2 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 3 号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 4 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 5 号	宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 6 号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 6 1 号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	
議案第 6 9 号	宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	可決 （全員一致）	

審査の状況

① 平成29年 6月 5日 （議案審査）

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

② 平成29年 6月 8日 （議案審査）

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

③ 平成29年 7月 4日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

（◎は委員長、○は副委員長）

平成29年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第50号 平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

議案の概要

補正後の平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額

290億7,130万円（1,200万円の増額）

歳出予算

増額 国保システム改修業務委託料 1,200万円

歳入予算

繰入金

増額 一般会計繰入金（システム改修費の増額に伴うもの）

（国保システム改修業務委託の概要）

平成30年4月からの都道府県広域化に向け、標準的な電算処理システム（以下「国保情報集約システム」という）を国保中央会が用意し、都道府県の国保連合会に配布している。

今回のシステム改修については、被保険者が同一都道府県内で転居した場合の資格や高額療養費の情報を、国保情報集約システムと連携させるため、市町村ごとに使用している現行の国保システムを改修する必要があることによるものである。

なお、本市では、平成31年4月から基幹系システムに移行するための準備を進めているが、移行前までは現行のホストシステムによる運用となっている。

論 点 財源について、一般会計の繰入でいいのか

＜質疑の概要＞

問1 国保システム改修について、当初見込んでいた交付額が実際と違ってきた要因は。

答1 今回の国保システム改修に係る費用については、平成28年12月27日付で国から被保険者数によって補助の上限額が決定される旨の通知があった。具体的に交付額等の詳細はまだ示されていないが、基本的な考え方では特別会計の事務費は法定内で一般会計から繰り入れることになっており、補助金の確定後、一般会計の繰り入れ分について調整することになっている。

問2 今回の補正額が当初予算に計上されなかったのはなぜか。

答2 当初予算要求の段階では国保システム改修に関する詳細な通知がなく、補助金の額も不明であったため、最低限として90万円を予算計上した。その後、平成29年3月に詳細が通知されてきたため、今回、補正予算として計上した。

問3 国保システム改修にかかる経費について、市負担はあるのか。

答 3 国からの通知では、被保険者数ごとに補助金の交付額の上限額が決められており、被保険者数が 3 万人以上 5 万人未満は 1,170 万円、5 万人以上 10 万人未満は 2,170 万円が上限額となっている。しかし、被保険者数をいつの時点で算定するのか明確に示されていない。本市の平成 28 年度末の被保険者数は 49,894 人であり、算定の時点によっては 5 万人を上回る可能性もある。また、上限額を交付されるかどうか分からない状態である。

問 4 今回の国保のシステム改修は、平成 30 年 4 月からの国民健康保険の都道府県広域化を見据えたものであるとのことだが、具体的な運営等の内容がなかなか県から示されない中で、先行して国保システムだけを改修しても問題はないのか。

答 4 今回のシステム改修は県の運営方針にかかわる改修ではなく、法律の中でしくみが変わったために必要となったものであり、被保険者が同一都道府県内で転居した場合の資格や高額療養費の情報を国保情報集約システムと連携させるため、市町村ごとに使用している現行の国保システムを改修するもの。

問 5 本市では平成 31 年 4 月から基幹系システムに移行するための準備を進めているが、移行前までは現行のホストシステムによる運用となっている。今回国保システム改修を行うが、基幹系システムの移行時期が今回の改修と同時期であれば、この 1,200 万円の改修費用は必要なかったのか。

答 5 国保システム改修については予定よりも遅れており、原因は基幹系システムの導入の遅れが影響している。早期に基幹系システムが導入できていれば、この新システムの中で広域化に対応するシステムを入れることができ、二重の投資にならなかったと考えている。

問 6 現行の国民健康保険税の納付回数は 7 月から始まって年 9 回となっているが、以前、国保システムの改修にあわせて、納付回数を年 10 回に見直すとの答弁があった。今回の国保システム改修で対応するのか。

答 6 納付回数の見直しは、4 月から 6 月の間の納付がない時期に支出が発生するというキャッシュ・フローの改善及び 1 回あたりの納付額を減らすため、納付回数を年 10 回に変更するもの。今回のシステム改修ではなく、平成 31 年 4 月から稼働を予定している新たな基幹系システムへの移行の中で対応していく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第52号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から順次施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

【議案第52号・改正の主な内容】

宝塚市市税条例について、固定資産税における、地方自治体の政策等の実情に応じた特例措置を実施できる、いわゆる「わがまち特例制度」として事業所内保育事業等の用に供する家屋等の固定資産などに係る課税標準の特例率を定めるほか、地方税法の改正に伴い、所要の整備を行うもの。

【議案第53号・改正の主な内容】

宝塚市都市計画税条例について、市税条例における固定資産税の改正内容に準じて法改正に伴う所要の整備を行うもの。

◇わがまち特例制度として特例率を定めるもの

（1）わがまち特例の対象となる保育事業の概要について

	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	家庭的保育事業	企業主導型保育事業
	宝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づく市の認可事業			認可外保育事業
事業の内容	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う	企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育を行う
対象年齢	0～2歳児			0～5歳児
定員	事業者が設定 ※特例措置の対象は5人以下	1人	5人以下	事業者が設定
地域枠	定員の1/4～1/3程度設定 定員61人以上は20人	地域枠のみ	地域枠のみ	総定員の1/2以内で設定できる
特例率	1/2			1/3
特例措置の要件	市の子ども・子育て支援事業計画に基づいて整備された施設 （現在、事業所内保育事業等の整備予定はない）			平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けて設置した施設
対象範囲	事業者が自己所有し、保育事業の用に直接供する固定資産 （保育にかかわる事務所、保育室等）	事業者が保育事業の用に供する事務所	事業者が自己所有し、保育事業の用に直接供する固定資産 （保育にかかわる事務所、保育室等）	事業者が自己所有し、保育事業の用に直接供する固定資産 （保育にかかわる事務所、保育室等）
現在の設置数	なし	なし	なし	1箇所
影響額	影響なし			※ 影響なし （非課税施設のため）

(2) 市民緑地の認定制度（市民緑地制度）創設に伴う特例措置

緑地の設置・管理について一定の能力を有するとして市長の指定を受けた緑地保全・緑化推進法人が所有又は無償で借り受け、市民緑地としての設置管理計画について市長の認定を受けて設置し、管理する土地に対する固定資産税及び都市計画税の特例制度として創設

- ・適用範囲……都市緑地法等の一部を改正する法律施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に設置した市民緑地に対し、3 年度分適用
- ・特例率……2/3

論 点 特例率についての決め方について

＜質疑の概要＞

問 1 企業主導型保育施設については、企業の従業員しか利用できないのか。また、事業所内保育事業等は特例率が 2 分の 1 であるのに対して、企業主導型保育施設は特例率が 3 分の 1 となっている。一般の待機児童が入れない企業主導型保育施設のほうが減額率が高く、企業が優遇されているのではないか。

答 1 企業主導型保育施設は、総定員の 2 分の 1 以内で地域枠を設定できる。すべてが従業員対象ということではなく、地域枠を設定した場合は一般市民の利用も可能となる。また、事業所内保育事業等は、定員が 5 人以下の市の認可事業であるが、本市での整備計画には掲げられていない。一方、企業主導型保育事業は適用範囲が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの時限的な措置として、国からの補助で設置できる認可外保育所である。事業者が単独で保育定員を設定でき、多いところでは定員を 40 人から 50 人としている事例もある。市としては待機児童解消に向け、補完的な役割が期待できると考え、特例率を 3 分の 1 とし、国の施策を後押ししたいと考えている。

問 2 企業主導型保育施設について、地域枠を設定しなかった場合も特例率は 3 分の 1 となるのか。

答 2 市内企業等の従業員は市内在住者が多いと思っている。現在市内に企業主導型保育施設を設置する社会福祉法人が 1 カ所あり、ほとんどが市内在住の従業員の子どもが利用しており、市民にとってもメリットになっていると考えられる。地域枠設定の有無により特例率を変えることは考えていない。

問 3 企業主導型保育事業の特例措置については、本市では税収が減になっても、保育需要に役立てようとしていると思うが、市内の企業に今後どう周知していくのか。

答 3 商工会議所の協力を得て、市内企業にアンケート調査を実施したところ、制度に興味を示された企業が 4 社程度あった。今後、関心を持たれている企業等に P R チラシ

を配布して周知していく。

問 4 商工会議所に加入していない企業へは企業主導型保育事業をどう周知していくのか。

答 4 近隣市ではホームページに情報を掲載している事例も見受けられる。また、社会福祉協議会を通じて市内法人の意向を確認したところ、興味を示した法人が複数あった。会合等に出向いてチラシ等でPRするなど、事業を周知していきたい。

問 5 現在、市内に企業主導型保育施設が1カ所設置されている。非課税施設のため市税への影響額は無いとのことだが、市は今後対象施設がふえた場合の影響額を想定しているのか。

答 5 現在市内で設置されている企業主導型保育施設は、非課税施設である老人福祉施設内に設置された保育施設のため影響はない。今後の影響額については、対象施設の規模によって課税標準額が異なるので、現時点で具体的に算定できない。なお、現在は設置を計画している事業者はない。

問 6 居宅訪問型事業について、特例措置の対象となる施設とは何を指すのか。

答 6 事業者を支援し、事業者をふやすことが目的であり、事業者が保育事業を行うために使用する事務所が対象となる。

問 7 本市でのわがまち特例制度を活用した取り組みについて、これまでの実績は。

答 7 本市でわがまち特例制度を適用できる項目は14項目あるが、適用実績はそのうち2項目で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に関する特例制度を平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、特例割合3分の2で実施しており、また、太陽光、風力発電設備に関する特例制度を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、特例割合2分の1で実施している。現在のところ2項目とも1件ずつの実績がある。

問 8 市民緑地の認定制度（市民緑地制度）創設に伴う特例措置については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から適用されるとのことだが、いつから施行されるのか。また、現存する緑地やスペース等も申請があれば適用範囲となるのか。

答 8 現時点では法律は施行されていない。公布の日から2カ月程度後に施行される予定と聞いている。また、民間の土地を民間事業者が活用していくという趣旨で制度が設けられており、市で展開している事業による既存の緑地やスペースについては、市が土地を段取りし、市民団体が活動しているため、申請があった場合はこの特例措置を適用できるかどうか精査していきたい。

問 9 市民緑地の認定制度（市民緑地制度）創設に伴う特例措置による市民へのメリットは。 答 9 この制度は、民間の発意の下で、民間が土地を選び、民間の土地であっても借り受けてオープンスペースを確保していくこととなるため、より地域に密着し、地域住民の目線にあったオープンスペースを確保することが期待でき、地域にあった活動が展開されるのではないかと考えている。	
問 10 民間施設の敷地内の庭園部分の管理を民間のボランティア団体が整備しているところもあるが、そういった緑地も市民緑地の認定制度の対象になってくるのか。 答 10 一概に判断しにくいですが、民有地の緑地を民間の方々が管理している場合、NPO等を立ち上げて市が適正な団体と認定すれば、制度適用の可能性はあると考えている。	
問 11 市内の緑地スペースはふえるかもしれないが、市税収入に影響してくるのではないか。また、民有地の活用であるため、使用に制限が出てくるのではないか。 答 11 前提条件として、民有地は不特定多数の方が不特定な時間に自由に入ることが可能なオープンスペースであることとなっており、条件をクリアできる土地は少ないと思われる。	
問 12 市民緑地の認定制度の民有地の条件が 300 平方メートル以上となっているが、道路を挟んだ合計の平米数でも適用されるのか。 答 12 一体の土地であることが条件となっている。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	議案第 5 2 号 可決（全員一致） 議案第 5 3 号 可決（全員一致）

平成 29 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 54 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

特別職報酬等審議会における審議をより深いものとするため、条例の一部を改正しようとするもの。

【改正の内容】

審議会の委員総数を 10 人から 8 人に、また構成員のうち、知識経験者を 1 人から 3 人に、市内の公共的団体等の代表者を 7 人から 3 人に変更するほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職となったことから、調査審議の対象に教育長の給与を追加しようとするもの。

○特別職報酬等審議会の委員総数及び構成（単位：人）

区分	現行	改正案	増減
知識経験者	1	3	+2
市内の公共的団体等の代表者	7	3	-4
公募による市民	2	2	0
合計	10	8	-2

論 点 公平性を確保できるか

（知識経験者を増やすことについて、公共的団体をへらすことについて）

<質疑の概要>

問 1 条例改正により、知識経験者から選出される委員 3 名については、市民でないといけないといった制限はあるのか。

答 1 特に制限はないが、できるだけ市内の方に優先して入っていただくことを考えている。

問 2 公募委員の選出方法が変わるとのことだが、いつからどのような手続で進めるのか。

答 2 公募委員 1 名については、5 月末を期限として募集を行った結果、一定数の応募があった。今後は本年度から新たに始まった無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度の活用を含め公募委員の選考を行い、その他知識経験者や市内の公共的団体等の代表者から選出される委員の選考についても並行して準備を進めている。議案の議決後、特別職報酬等審議会の委員を選任したいと考えている。

問 3 無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度とはどういうものか。また、

制度の運用はもう始まっているのか。

答 3 応募者の不足や固定化といった課題が生じていることから、新たな仕組みとして、公募委員を選任する際に無作為抽出で行う制度である。

具体的には、昨年 12 月に 3 千人の市民を対象に行った市民意識調査に併せて、本制度への参加を呼びかける紙を送付し、その参加に関心があると回答した市民が 170 名程度あった。その後、本年 3 月にその方々を対象に、本制度への登録を呼びかける案内を送付し、94 名の方々に各自興味のあるテーマで登録いただいた。また、この制度を使って公募市民を選ぶことができるよう、審議会等の運営に関する指針を変更している。なお、本年 5 月の連休明けに登録者名簿を完成させており、制度の運用が始まっている。

問 4 登録された名簿の更新は今後どうしていくのか。

答 4 第 6 次宝塚市総合計画を策定する際に市民意識調査を行う予定であり、平成 31 年に登録名簿を更新しようと思っている。

問 5 この無作為抽出を使うかどうかは、各担当課がその目的や実情に応じて決めることだが、市として統一的な公募市民制度のルールを決めることは考えていないのか。

答 5 最終的には担当課で判断できるルールをつくっており、柔軟な運用ができる制度設計にしている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 29 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 55 号 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
人事院規則の改正に準じて、条例の一部を改正しようとするもの。 【改正の内容】 育児休業の再度の取得、育児休業の期間の再度の延長及び育児短時間勤務の終了後 1 年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、保育所等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面保育の利用をすることができない場合を、規定しようとするもの。	
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問 1 育児休業の特別な事情の規定で、具体的にどのような場合が認められるようになるのか。 答 1 保育所に申し込んで、残念ながら入れなかった場合についても、運用上は特別な事情として認められていたが、今回の改正でその運用を明文化した。 問 2 ここ 3 年間の育児休業者数の推移が、平成 26 年度は 41 名、平成 27 年度は 36 名、平成 28 年度は 43 名となっているが、男女の内訳は。 答 2 平成 26 年度は 41 名すべてが女性、平成 27 年度は女性が 35 名、男性が 1 名、平成 28 年度は女性が 40 名、男性が 3 名である。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成 29 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 56 号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 人事院規則の改正に準じて、条例の一部を改正しようとするもの。 【改正の内容】 介護休暇取得者の職務復帰後の昇給について、現行では、介護休暇を取得した期間の 2 分の 1 に相当する期間を勤務したものとして調整しているが、本年 1 月 1 日以降に取得した介護休暇については、100 分の 100 以下の換算率により換算した期間を勤務したものとして調整しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 介護休暇制度の概要は。 答 1 職員の配偶者や父母、子ども等が、病気が長引いたり、負傷した事由が長引いたりして、職員が介護する必要がある場合に休暇が認められる制度である。 問 2 休暇を認めるかどうかの判断は、どう客観的に行われるのか。 答 2 休暇の申請に当たっては、その対象者が本当に家族であるか、また医師の診断書の中で介護が必要かどうか等を確認し、判断している。 問 3 今回の改正は、介護のために離職したり休業したりするようなことがないよう、介護しやすい支え合いの社会にしていこうとする国の大きな方針の下での改正と理解してよいか。 答 3 社会的にも仕事と介護の両立が求められており、今回の条例改正は、介護休暇を取得しても職員の昇給が延伸しないようにすることで、安心して介護休暇を取得してほしいという趣旨である。今後、制度の改正について庁内で周知し、取得の促進を進めていきたい。 問 4 介護休暇は 1 日又は 1 時間単位で取得できるのに、取得者は、平成 26 年度はゼロ名、平成 27 年度は 1 名、平成 28 年度はゼロ名と少ない理由は。 答 4 介護休暇の他に、看護休暇という制度がある。看護休暇は年間 30 日あり、1 日単位での取得もできるため、介護休暇までいっていないのではないと思われる。介護休暇は無給であるのに対し、看護休暇は 30 日のうち 10 日間は有給であり、職員はまず看護休暇を取得し、それがなくなれば介護休暇を取得するという運用をしている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 29 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 61 号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

平成 28 年度に締結した賃貸借契約に基づき市が借り受けている軽自動車について、職員が起こした事故により全損させ、契約の相手方に返還することができなくなったため、相手方に生じた損害を賠償する必要が生じたもので、その損害賠償の額を 59 万 3 千円と決定しようとするもの。

論 点 平成 28 年 7 月 14 日の事故で今頃、損害賠償になるのか

<質疑の概要>

問 1 契約書の第 22 条第 1 項に、「乙は、甲が契約に違反し、その違反により履行を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる」と書かれているが、今回は何が契約違反に当たるのか。また、それは契約書の文言の中に記載されているのか。

答 1 契約違反の内容は具体的に契約書に書かれていない。今回は賃貸借の車両であるため、契約終了に応じて車両を返還することになるが、全損で廃車になったため、履行できなくなり、契約の解除に至ったものである。

問 2 資料に、賠償金額の内訳として記載されている、賃貸借契約開始時の車両本体価格 47 万円はどうやって決まったのか。

答 2 リース契約の元になった金額として、協議の中で相手方から提示を受けたものである。

問 3 同じく、内訳として記載されている諸費用相当額 15 万円の内容は。

答 3 当該年度の整備費用、自動車税、事務手数料がこれに当たる。

問 4 賃貸借契約開始時の車両本体価格と諸費用相当額を足した 62 万円から、控除額として賃貸借期間経過による車両価格の逓減額 2 万 7 千円を差し引いて、損害賠償額を算出しているが、リース期間及び全損までの期間はどれくらいだったのか。

答 4 当該契約は平成 28 年 4 月 1 日から 1 年更新で行っており、今回事故を起こしたのが 7 月であるため、4 月からの 3 カ月分で 2 万 7 千円を逓減している。

問 5 議案が上程されたのが今定例会であるが、事故からおおよそ 10 カ月も時間がかかった理由は。

答 5 相手方から金額の提示を受けた後、本市としても額の精査を行ったが、その金額で合意することができずに、協議に時間がかかった。もう少しスピード感をもって手続

きを進めなければならなかったと反省している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第69号 宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	
議案の概要	
宝塚市農業委員会の委員任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とするため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるもの。	
論 点 認定農業者の委員が少ないが、農業委員会の使命を果たせるのか <質疑の概要>	
問1	委員公募は平成29年1月4日から同年1月31日の間で行われており、この議案は、現段階で議会に同意を求めるのではなく、公募段階で議会に同意を求めることはできなかったのか。公募時に認定農業者でなくても応募できることを明確にしておく必要があったのではないか。
答1	公募段階では認定農業者及び認定農業者に準ずる方が何名応募されるか不明であり、事前に議会に同意を求めるのは難しい。
問2	委員のうち認定農業者の割合が2分の1や4分の1になっても全く問題はないのか。また、3年ごとの委員改選の際には結果に応じて毎回同様の同意議案が議会に提出されるのか。
答2	国は委員に認定農業者を多く入れるよう求めているが、認定農業者が少ない場合の特例制度も規定されている。同意議案については毎回公募結果に準じて対応していくことになる。
問3	本市では現状として認定農業者が少なく、年々減少傾向にある。今後、認定農業者の育成をどう考えているのか。
答3	認定農業者になるには、自ら農業経営改善計画を立て、毎年報告しなければならない。また、年間540万円以上の収入であることなど、一定の条件があるため、農業従事者なら誰でもなれるというものではなく、個人が認定農業者になることのメリットとデメリットを比べて手を挙げる制度である。市として認定農業者になると受けられる支援等の周知はできていると考えているが、その周知が必ずしも認定農業者の増につながるものではない。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

